

基本計画の仕組みの見直しと 自治体との連携強化に関する取組

基本計画にかかる仕組みの見直し

①認定計画の作成に係る作業量

②認定要件の緩和効果

③区域設定や目標指標（KPI）の設定



基本計画の簡素化

認定に関する緩和

（認定申請マニュアルの見直し等）

地方自治体の負担を軽減しつつ、より使いやすい計画を目指し、
計画にかかる仕組みを大胆に見直し

中心市街地活性化基本計画の簡素化(まとめ)

中心市街地活性化基本計画の作成については、地方自治体から作成の負担が大きい等との意見があるため、**計画を簡素化し作成に係る作業量の縮小**を図る。

中心市街地活性化基本計画の主な構成

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

地域の概況、統計的データ、地域住民のニーズ等を把握・分析。また、中心市街地に関するこれまでの取組を検証。これらを踏まえ中心市街地に関する課題を抽出し、基本的な方向性を導出。

2. 中心市街地の位置及び区域（図面・地図を活用）

「位置」：商圈・交通網等の関係で影響する周辺市町村を含めて設定。
「区域」：コンパクトシティの実現、効率・効果的な活性化の推進をするため、「歩いて暮らせる範囲」として設定。複数区域の設定も可能。

3. 中心市街地活性化の目標（指標・計画期間）

基本的な方針に合致した目標を設定。達成状況を把握するために、歩行者通行量や新規出店数等の定量的な指標（目標指標）を設定。また、活性化を実現するための期間について設定。

4. 中心市街地活性化のための各種事業

中心市街地の活性化を実現するための具体的事業（国の支援措置、単独事業など）を各章ごとに記載（現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業について名称、実施時期、見直し等）。

5. 事業等の総合的かつ一体的な推進のための体制

庁内の推進体制、市町村議会における審議内容及び中心市街地活性化協議会や地域住民との連携等を記載。

見直しの方向性

簡素化
(現状分析等)

(可能な限り簡素化)

簡素化
(目標指標の設定等)

簡素化
(「合理的な理由」の見直し)

(可能な限り簡素化)

現在 150～200ページ → 見直し 約半分に縮小（予定）

中心市街地活性化基本計画の簡素化に係る見直しスケジュール

計画の簡素化については、中心市街地活性化評価・検討委員会のご意見を踏まえ、見直し方針を作成し以下のスケジュールにて見直し調整中。



令和6年
1月

～1月31日 : 事務局において基本計画の簡素化案の作成
(認定申請マニュアルの改正案作成)

令和6年
2月

2月上旬 : 関係省庁等への意見照会

2月中旬～ : 意見出し内容の精査・反映作業(現在)

令和6年
3月

3月上中旬 : 関係省庁との意見反映後の最終調整

3月末 : 計画の簡素化に係る認定申請マニュアル改正公表

令和6年4月1日～ 計画の簡素化による運用開始(予定)

①基本計画作成にかかる具体の作業量軽減

基本計画は、1. 基本的な方針、2. 位置及び区域、3. 活性化の目標、4. 各種（取組）事業、5. 推進体制で構成しているが、そのうち1～3の項目は他関連計画と比較して計画に占める割合が大きいいため以下のとおり整理。

現行の記載項目	現行の主な記載内容	法上の記載の扱い	対応案
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針			
[1]地域の概況	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の位置、地勢、気候 ●市町村全体及び中心市街地の沿革 ●市町村における中心市街地の歴史的、文化的役割 		任意
[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	統計的なデータ等(原則として最新のものを基にした、市町村全体と中心市街地の比較) <ul style="list-style-type: none"> ●人口動態等 ●経済活力関係 ・小売商業,対消費者サービス業,飲食業関係 ・中心市街地に存在するその他の産業関係・都市機能関係 		任意
[3]地域住民ニーズ等の把握・分析	●住民アンケートやパブコメによって把握したニーズの分析		任意
[4]これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証	<ul style="list-style-type: none"> ●認定計画や独自計画の概要 ●事業の進捗状況 ●目標の達成状況 ●定性的評価 		任意
[5]中心市街地活性化の課題	●[1]～[4]から抽出・分析した課題		○
[6]中心市街地活性化の方針(基本的方針)	●過去の取組や現状を基に、導出した基本的方針を体系的に記載		中心市街地活性化の目標と統合
2. 中心市街地の位置及び区域			
[1]位置	●位置設定の考え方と位置図の図示・整理	必須 (法第9条2項1号)	○
[2]区域	●区域設定の考え方と区域図の図示・整理	必須 (法第9条2項1号)	○
[3]中心市街地の要件に適合していることの説明	●法第2条第1号～第3号を満たしていることの説明	必須 (法第2条1項1～3号)	○
3. 中心市街地の活性化の目標			
[1]中心市街地活性化の目標	●中心市街地活性化の方針を踏まえた目標	努力義務 (法第9条3項2号)	○
[2]計画期間の考え方	●中心市街地活性化のための取組期間	必須 (法第9条2項9号)	○
[3]目標指標の設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●定量的な目標指標の設定 ●目標値の設定 ●参考指標の設定 		○
[4]フォローアップの方針	●目標指標ごとに測定の時期、分析の方法を記載		任意

②認定要件の運用の緩和

平成26年度の基本方針の改正において「合理的な理由」があれば4～8章における全ての項目で新規事業を行う必要がない旨の要件緩和を行ったが、合理的な理由について、より自治体の実情に即した柔軟な運用を行う。

合理的な理由とは

【中心市街地の活性化のための基本的な方針】 - 3. 基本計画の認定基準(Ⅲ-5)②より

a) 中心市街地の活性化を実現するために必要な第4章～第8章までの事業等に関する事項が記載されていること。

地域の現状やニーズ、過去の取組の成果等から新たな事業等を必要としないと判断される事項については、その判断の合理的な理由が記載されていれば、第4章～8章までの各章についてそれぞれ新たな事業等を記載する必要はない。

b) a) の事業等の実施を含む当該基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること。

【中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル】 - Ⅱ. 基本計画の認定基準(p10)より

○新たな事業等について記載する必要がない合理的な理由の例

- ・都市機能の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。
- ・質の高い多様なサービスが既に提供され、新たな事業等を必要としない。
- ・既存ストックの活用が可能で居住人口の維持・増加が見込まれることから、新たな事業等を必要としない。
- ・経済活力の向上が図られていることから新たな事業等を必要としない。
- ・利便性の増進が十分図られていることから、新たな事業等を必要としない。

← 各章の対応に不足がないことを条件としている。

問題点

「合理的な理由」のハードルが高く、要件の緩和の効果が不十分

改善案

「合理的な理由」の運用の柔軟化により自治体のニーズに応じた計画策定をやすくする

これまでの取組の一定の成果と長期的な方針等を勘案

③区域設定、目標指標の設定等のあり方

区域設定

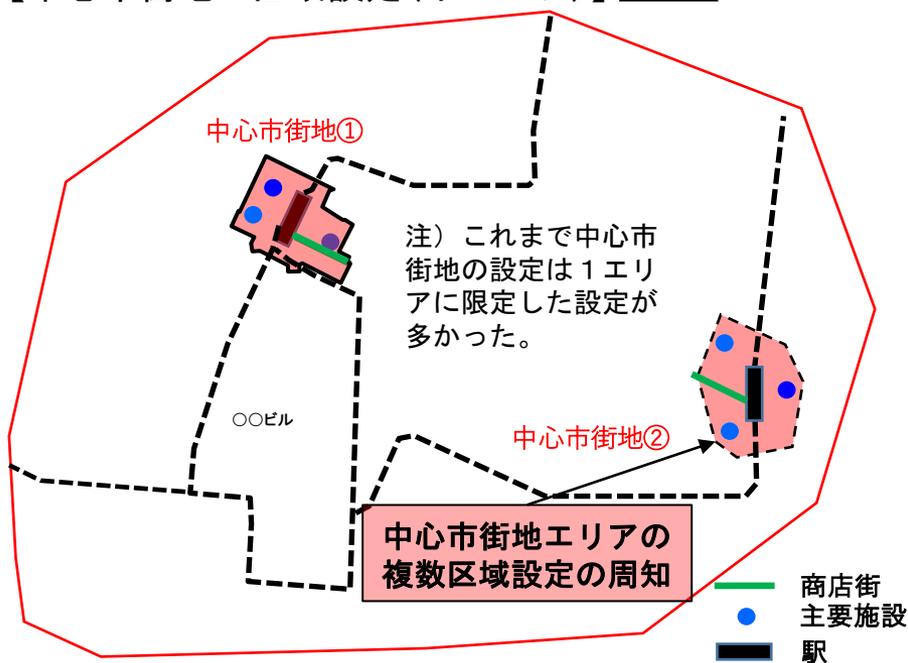
中心市街地の区域設定については、できる限り周遊可能な範囲とする。

一方で、「基本方針」において、

「・地域の実情を十分に勘案したうえで、複数の拠点を一体的の区域とみなすことができる。特に、平成の市町村合併による地域の実情に配慮するものとする。」

としており、上記の考え方について、地方自治体への周知を徹底する。

【中心市街地の区域設定（イメージ）】



目標指標（KPI）の設定

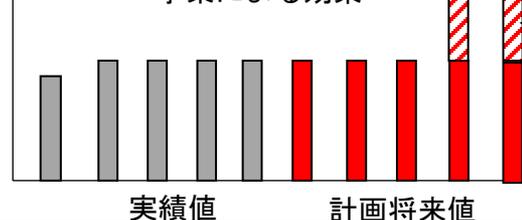
目標指標の設定は、居住人口、歩行者通行量、施設利用者数、新規出店社数、空き店舗数・率等、様々であるが、居住人口等は社会情勢を鑑み必ずしも右肩上がりの目標でなくとも容認することが必要。

また、目標指標の設定に関して、積算に基づかないトレンドを加味した設定を推奨。

これまで

【積上による設定】

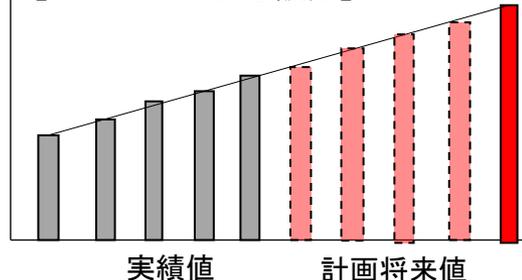
〇〇完成
〇〇完成



空き店舗数、率、新規出店数等の数の小さい指標には有効。

今後

【トレンドによる設定】



両者からの選択を可能に

※複合的な要因に起因する歩行者通行量、居住人口等の数の大きい指標に有効。

地方自治体等への情報共有・連携の方向性

①地方自治体との双方向の情報共有

②各地方自治体間の横の連携

内閣府・関係自治体相互のネットワークを構築

(国と関係自治体間の連携強化を通じ、相互の情報共有や対話等を促す)

③自治体への丁寧なサポートや周知

④関係府省庁の関連情報の一元化

担当者相互の連携体制

(自治体担当者の横のつながり)

集約化・一元化

(ポータルサイト)

「中心市街地活性化プラットフォーム」を新設。
事例の見える化・データベース化などを効果的に組み合わせ、
事例の横展開等が促進される環境を整備

中心市街地活性化プラットフォーム(仮称)の創設

中心市街地活性化基本計画の認定に意欲・関心をもつ自治体も巻き込みながら、機運醸成と実践事例の横展開を強力に推進する新たな推進体制を創設する



基本計画に取り組む自治体のほか、基本計画の認定に意欲・関心をもつ自治体を巻き込む(毎年定期的に全自治体に意向聴取し参加を呼びかけ)

中心市街地活性化プラットフォーム

(内閣府と関係自治体の連絡会議。定期に開催(年1~2回))
《事務局》内閣府地方創生推進事務局。関係省庁も適宜連携

連携

有識者



連携



連携



連携



連携

連携



自治体間の
連携体系の構築
(名簿共有等)

事例の見える化・
データベース化

伴走型のサポート
ワンストップ
相談窓口

モデルとなる
地域を選定し、
重点支援

関連する
各種施策を
集約化・一元化
(ポータルサイト)